

酒々井町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、酒々井町企業立地促進条例（平成27年条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象施設)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、別表1に定める対象業種の事業の用に供する事業所及びそれに付随して設置される関連施設をいう。ただし、対象施設が2以上の業種を有する場合は、施設の内容等から判断し町長が主たる対象業種として1の業種を指定する。

2 別表1中に規定する対象業種の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）によるものとする。

3 第1項に規定する関連施設は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業の用に供される事業所と同時期に設置されるもので、第5条第1項第2号から第5号までに規定する書類に記載されているものに限る。

(1) 駐車場

(2) 研修所

(3) 福利厚生施設

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業の用に供される事業所の関連施設として特に町長が認めるもの

(事業者)

第4条 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）及びその子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。）

(2) 対象施設の新設及び移転に要する土地、家屋及び償却資産の取得（以下「対象施設の資本投下」という。）を共同して行うもの（以下「共同出資者」という。）が新会社を設立して事業を営む場合は、共同出資者及び新会社

(3) 前各号に掲げるもののほか、対象施設の資本投下及び対象施設の操業を分担し、集団で事業を営む事業者として特に町長が認めるもの

(指定の申請)

第5条 条例第4条第2項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、酒々井町指定事業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、提出の期限は、操業開始日の翌日から起算して4月を経過した日とする。

- (1) 法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの又は住民票の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 雇用計画書
- (4) 対象施設の位置図及び配置図
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は第6条の2の規定による対象施設の建築確認済証の写し
- (6) 対象施設の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書
- (7) 前条に該当する事業者である場合は、これを証明する書類及び集団で事業を営む場合における事業者の代表者届出書（別記第2号様式）
- (8) 町民である正規雇用者の住民票の写し
- (9) 町民である正規雇用者が常用雇用者及び正規雇用者であることを証明する書類
- (10) 町税等の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 前項第5号の書類は、土地の契約書を除いて対象施設の投下固定資産額の予定額及び内訳書に代えることができる。この場合において、同号の書類を第9条の操業開始届出書（別記第5号様式）に添えて提出しなければならない。

（企業立地審査会）

第6条 町長は、条例第4条又は第8条の規定により、事業者の指定及び取消しに関する事項を審査させるため、酒々井町企業立地審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に必要な事項は、町長が別に定める。

（指定の通知）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を指定事業者として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をしたときは、酒々井町指定事業者指定通知書（別記第3号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（変更事項の届出）

第8条 指定事業者は、第5条の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに酒々井町指定事業者申請事項変更届出書（別記第4号様式）に第5条各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものを添えて、町長に届け出なければならない。

（操業開始の届出）

第9条 指定事業者は、対象施設が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から4月以内に操業開始届出書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し
- (2) 対象施設の土地及び建物に関する登記事項を証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(雇用奨励金の算定に係る起算日)

第10条 条例第6条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第13条の規定による申請を1回目にしようとする場合 操業開始日から15月を経過する日(以下「1年目経過日」という。)
- (2) 第13条の規定による申請を2回目にしようとする場合 操業開始日から27月を経過する日(以下「2年目経過日」という。)
- (3) 第13条の規定による申請を3回目にしようとする場合 操業開始日から39月を経過する日(以下「3年目経過日」という。)
- (4) 第13条の規定による申請を4回目にしようとする場合 操業開始日から51月を経過する日(以下「4年目経過日」という。)
- (5) 第13条の規定による申請を5回目にしようとする場合 操業開始日から63月を経過する日(以下「5年目経過日」という。)
- (6) 第13条の規定による申請を6回目にしようとする場合 操業開始日から75月を経過する日(以下「6年目経過日」という。)
- (7) 第13条の規定による申請を7回目にしようとする場合 操業開始日から87月を経過する日(以下「7年目経過日」という。)
- (8) 第13条の規定による申請を8回目にしようとする場合 操業開始日から99月を経過する日(以下「8年目経過日」という。)
- (9) 第13条の規定による申請を9回目にしようとする場合 操業開始日から111月を経過する日(以下「9年目経過日」という。)
- (10) 第13条の規定による申請を10回目にしようとする場合 操業開始日から123月を経過する日(以下「10年目経過日」という。)

(雇用奨励金の算定の対象となる者の数の算定方法)

第11条 条例第6条第3項の規則で定める算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1年目経過日 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定める数
 - ア 正規雇用者 1年目経過日において町民である常用雇用者(条例第6条第2項に規定する常用雇用者をいう。)の数(以下「1年目町民常用雇用者数」という。)のうち正規雇用者の数(以下「1年目正規雇用者数」という。)
 - イ 非正規雇用者 1年目経過日における1年目町民常用雇用者数のうち非正規雇用者の数(以下「1年目非正規雇用者数」という。)
- (2) 2年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数
 - ア 正規雇用者 1年目正規雇用者数から、1年目正規雇用者数に含まれるもののうち、1年目経過日の翌日以後、2年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、操業開始日以後3月を経過する日の翌日から

1年目経過日の間に雇用され、2年目経過日において正規雇用者である者の数を合計した数（以下「2年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 1年目非正規雇用者数から、1年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、1年目経過日の翌日以後、2年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、操業開始日以後3月を経過する日の翌日から1年目経過日の間に雇用され、2年目経過日において非正規雇用者である者の数を合計した数（以下「2年目非正規雇用者数」という。）

(3) 3年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 2年目正規雇用者数から、2年目正規雇用者数に含まれるもののうち、2年目経過日の翌日以後、3年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、1年目経過日の翌日から2年目経過日の間に雇用され、3年目経過日において正規雇用者である者の数を合計した数（以下「3年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 2年目非正規雇用者数から、2年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、2年目経過日の翌日以後、3年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、1年目経過日の翌日から2年目経過日の間に雇用され、3年目経過日において非正規雇用者である者の数を合計した数（以下「3年目非正規雇用者数」という。）

(4) 4年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 3年目正規雇用者数から、3年目正規雇用者数に含まれるもののうち、3年目経過日の翌日以後、4年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、2年目経過日の翌日から3年目経過日の間に雇用され、4年目経過日において正規雇用者である者の数を合計した数（以下「4年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 3年目非正規雇用者数から、3年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、3年目経過日の翌日以後、4年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、2年目経過日の翌日から3年目経過日の間に雇用され、4年目経過日において非正規雇用者である者の数を合計した数（以下「4年目非正規雇用者数」という。）

(5) 5年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 4年目正規雇用者数から、4年目正規雇用者数に含まれるもののうち、4年目経過日の翌日以後、5年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、3年目経過日の翌日から4年目経過日の間に雇用され、5年目経過日において正規雇用者である者の数を合計した数（以下「5年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 4年目非正規雇用者数から、4年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、4年目経過日の翌日以後、5年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数と、3年目経過日の翌日から4年目経過日の間に雇用され、5年目経過日において非正規雇用者である者の数を合計した数（以下「5年目非正規雇用者数」という。）

(6) 6年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 5年目正規雇用者数から、5年目正規雇用者数に含まれるもののうち、5年目経過日の翌日以後、6年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「6年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 5年目非正規雇用者数から、5年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、5年目経過日の翌日以後、6年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「6年目非正規雇用者数」という。）

(7) 7年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 6年目正規雇用者数から、6年目正規雇用者数に含まれるもののうち、6年目経過日の翌日以後、7年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「7年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 6年目非正規雇用者数から、6年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、6年目経過日の翌日以後、7年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「7年目非正規雇用者数」という。）

(8) 8年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 7年目正規雇用者数から、7年目正規雇用者数に含まれるもののうち、7年目経過日の翌日以後、8年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「8年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 7年目非正規雇用者数から、7年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、7年目経過日の翌日以後、8年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「8年目非正規雇用者数」という。）

(9) 9年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 8年目正規雇用者数から、8年目正規雇用者数に含まれるもののうち、8年目経過日の翌日以後、9年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「9年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 8年目非正規雇用者数から、8年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、8年目経過日の翌日以後、9年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「9年目非正規雇用者数」という。）

(10) 10年目経過日 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める数

ア 正規雇用者 9年目正規雇用者数から、9年目正規雇用者数に含まれるもののうち、9年目経過日の翌日以後、10年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「10年目正規雇用者数」という。）

イ 非正規雇用者 9年目非正規雇用者数から、9年目非正規雇用者数に含まれるもののうち、9年目経過日の翌日以後、10年目経過日に至るまでの間、転出、死亡その他の事由により町民でなくなった者の数と、解雇、退職その他の事由により対象施設において非正規雇用者として雇用されなくなった者の数の合計数を減じた数（以下「10年目非正規雇用者数」という。）

(立地奨励金の交付申請)

第12条 条例第5条第1項に規定する立地奨励金の交付を申請しようとする指定事業者は、同条第3項の交付対象期間における各年度（以下「交付対象年度」という。）の翌年度の4月1日から6月30日までに酒々井町企業立地奨励金交付申請

書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書及び固定資産の課税資産等内訳書の写し
- (2) 法人町民税申告書の写し
- (3) 交付対象年度の町税の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類
(雇用奨励金の交付申請)

第13条 条例第6条第1項に規定する雇用奨励金の交付を受けようとする事業者は、第10条各号に規定する日から3月以内に、酒々井町雇用促進奨励金交付申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 常用雇用の住民票の写し
- (2) 常用雇用に係る雇用契約書の写し
- (3) 常用雇用に係る雇用保険被保険者証の写し
- (4) 常用雇用者が障害者である場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 常用雇用に係る労働者名簿の写し
- (6) 交付対象年度の町税の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第14条 町長は、第12条及び前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、酒々井町（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）交付（決定・却下）通知書（別記第8号様式）により当該申請をした指定事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた指定事業者が、当該立地奨励金又は雇用奨励金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知を受けた日から30日以内に酒々井町（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の取消し等)

第16条 町長は、条例第8条の規定により指定を取り消し、又は停止したときは、酒々井町指定事業者指定（取消・停止）通知書（別記第10号様式）により指定事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第17条 町長は、条例第8条の規定により企業立地奨励金又は雇用促進奨励金の返還を命ずるときは、酒々井町（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）返還命令書（別記第11号様式）により通知するものとする。

2 指定事業者が条例第8条第2号の規定により指定を取り消し、又は停止されたときは、別表2に定める算定方法により立地奨励金および雇用奨励金の返還額を求めるものとする。ただし、算定金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（操業の廃止等の届出）

第18条 指定事業者は、対象施設の操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に操業（廃止・休止）届出書（別記第12号様式）を町長に提出しなければならない。

（地位承継の届出）

第19条 条例第9条第2項の規定による届出は、酒々井町（立地奨励・雇用奨励）指定事業者地位承継届出書（別記第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 地位承継の事実を証する書類
- （2） その他町長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

指定区域の別	対象業種 (日本標準産業分類)		
	大分類	中分類	小分類・細分類
条例第 2 条第 1 号アに規定する指定区域のうち、酒々井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 8 年酒々井町条例第 2 号) 別表第 2 の規定による酒々井南部地区地区計画区域の A 地区と定められた区域	情報通信業	放送業	全分類
		映像・音声・文字情報制作業	全分類
	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル
	生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業	映画館、劇場、興行場、公園、遊園地、テーマパーク
	教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	博物館、美術館
上記のほか、特に町長が認める業種			
条例第 2 条第 1 号アに規定する指定区域のうち、酒々井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第 2 の規定による酒々井南部地区地区計画区域の B 地区と定められた区域	製造業	全分類	全分類
	情報通信業	全分類	全分類
	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	全分類
	卸売業、小売業	全分類	全分類
	学術研究、専門・技術サービス業	全分類	全分類
	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	全分類
	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、その他の公衆浴場業
		娯楽業	映画館、劇場、興行場、公園、遊園地、テーマパーク
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	博物館、美術館	
上記のほか、特に町長が認める業種			
条例第 2 条第 1 号イに規定する指定区域	製造業 (工場に限る)	全分類	全分類
	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所

別表 2 (第 18 条第 2 項)

操業期間	立地奨励金及び雇用奨励金返還額の算定方法
操業開始日から 5 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額
5 年目経過日以降 6 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額 に $8 / 10$ を乗じた額
6 年目経過日以降 7 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額 に $6 / 10$ を乗じた額
7 年目経過日以降 8 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額 に $4 / 10$ を乗じた額
8 年目経過日以降 9 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額 に $2 / 10$ を乗じた額
9 年目経過日以降 10 年目経過日まで	すでに交付された立地奨励金及び雇用奨励金の合計額 に $1 / 10$ を乗じた額

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

酒々井町指定事業者指定申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
申請者 名称又は称号
代 表 者 名 印

指定事業者としての指定を受けたいので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

対象施設の用途		事業内容		
所在地	酒々井町			
区分	新設（ア）・（イ）・移転	工事等発注契約日	年 月 日	
操業開始予定日	年 月 日			
投下固定資産額	土地	円	操業時町民常用 正規雇用者数	人
	家屋	円		
	償却資産	円		
添付書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの又は住民票の写し (2) 事業計画書 (3) 雇用計画書 (4) 対象施設の位置図及び配置図 (5) 建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 の規定による対象施設の建築確認済証の写し (6) 対象施設の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書 (7) 規則第 3 条に該当する場合は、これを証明する書類及び集団で事業を営む場合における事業者の代表者届出書（別記第 2 号様式） (8) 町民である正規雇用者の住民票の写し (9) 町民である正規雇用者が常用雇用者及び正規雇用者であることを証明する書類 (10) 町税等の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類 (11) その他町長が必要と認める書類			
税情報等調査同意書 指定事業者の指定を受けるため、法人町民税・固定資産税等の課税納付状況を調査することについて、同意します。 名称又は称号 代 表 者 名 印				

第2号様式（第5条第1項第7号）

集団で事業を営む場合における事業者の代表者届出書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
申請者 名称又は称号
代 表 者 名 印

標記の件について、酒々井町企業立地促進条例施行規則第4条における集団で事業を営む場合に該当するため、下記事業者間で合意の下、酒々井町企業立地促進条例に基づく奨励措置を受けるに当たっては、下記代表事業者が代表することを届け出ます。

記

代表事業者 （申請者）	所在地又は住所 名称又は称号 代 表 者 名 印
上記代表事業者と （集団で）事業を 営む事業者	所在地又は住所 名称又は称号 代 表 者 名 印

酒々井町指定事業者指定通知書

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の指定については、下記のとおり指定したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により、通知します。

記

指定事業者	法人名等	
	所在地	
対象施設	用途	
	所在地	酒々井町
指定の条件等		

備考 指定の申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

第4号様式（第8条）

酒々井町指定事業者申請事項変更届出書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名 印

年 月 日付けで指定の申請をした事項に変更が生じたので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象施設	用 途		
	所 在 地	酒々井町	
変 更 事 項		【変更前】	【変更後】
変 更	年 月 日	年 月 日	
	理 由		

備考 変更を証する書類を添付すること。

第5号様式（第9条）

操 業 開 始 届 出 書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名 印

対象施設の操業を開始したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第9条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 酒々井町指令第 号
対象施設の名称	
所 在 地	酒々井町
操業開始年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による対象施設の 検査済証の写し (2) 対象施設の土地及び建物に関する登記事項を証明する書類 (3) その他町長が必要と認める書類

第6号様式（第12条）

酒々井町企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
 指定事業者 名称又は称号
 代表者名 印

酒々井町企業立地奨励金の交付を受けたいので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円（ 年目）

指定年月日及び番号	年 月 日 酒々井町指令第 号	
対象施設の名称		
所在地	酒々井町	
奨励金の算出根拠	当該固定資産税収納相当額	円
	当該法人町民税収納相当額	円
添付書類	(1) 投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書及び固定資産の課税資産等内訳書の写し (2) 法人町民税申告書の写し (3) 交付対象年度の町税の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類 (4) その他町長が必要と認める書類	
税情報等調査同意書 企業立地奨励金の交付要件及び算出根拠等の確認のため、法人町民税・固定資産税等の課税納付状況を調査することについて、同意します。 名称又は称号 代表者名 印		

第7号様式（第13条）

酒々井町雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
 指定事業者 名称又は称号
 代表者名 印

酒々井町雇用促進奨励金の交付を受けたいので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円（ 年目）

指定年月日及び番号	年 月 日 酒々井町指令第 号
対象施設の名称	
所在地	酒々井町
奨励金の算出根拠	別紙 雇用促進奨励金計算明細書のとおり
添付書類	(1) 常用雇用者の住民票の写し (2) 常用雇用者に係る雇用契約書の写し (3) 常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し (4) 常用雇用者が障害者である場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し (5) 常用雇用者に係る労働者名簿の写し (6) 交付対象年度の町税の納税証明書等公課を完納していることを証明する書類 (7) その他町長が必要と認める書類
税情報等調査同意書 雇用促進奨励金の交付要件及び算出根拠等の確認のため、法人町民税・固定資産税等の課税納付状況を調査することについて、同意します。 名称又は称号 代表者名 印	

(別紙) 雇用促進奨励金計算明細書 (年目交付申請分)

	年目経過日雇用者数	年目経過日雇用者数から減じられるべき者の数	〔 操業開始日 年目経過日 〕の翌日以後新たに算定対象となった者の数	算定対象人数	
					うち障害者の数
正規雇用者数	① 人	② 人	③ 人	④ (①-②+③) 人	⑤ 人
非正規雇用者数	⑥ 人	⑦ 人	⑧ 人	⑨ (⑥-⑦+⑧) 人	⑩ 人
正規雇用者分奨励金算出額	⑪ (④×200,000円+⑤×100,000円) 円		合計奨励金算出額	⑬ (⑪+⑫) 円	
非正規雇用者分奨励金算出額	⑫ (⑨×50,000円+⑩×100,000円) 円				

第8号様式（第14条第2項）

酒々井町（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）交付（決定・却下）通知書

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

年 月 日付けで申請のあった（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）については、下記のとおり交付（決定・却下）したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第14条第2項の規定により、通知します。

記

1 決定

交付決定額	円（第 年目分）
交付の条件等	

2 却下

理由

第9号様式（第15条）

酒々井町（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）交付請求書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

印

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって交付決定のあった（企業立地奨励金・雇用促進奨励金）を、酒々井町企業立地促進条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	円（ 年目）
添 付 書 類	

（振込先）

(1) 金融機関名		支店等	
(2) 預金種別	普通・当座		
(3) 口座番号			
(4) ふりがな 口座名義			

酒々井町指定事業者指定（取消・停止）通知書

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって指定した指定事業者については、酒々井町企業立地促進条例第8条の規定により、下記のとおり指定を（取消・停止）したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第16条の規定により、通知します。

記

指定の年月日及び番号		年 月 日 酒々井町指令第 号
指定事業者	法人名等	
	所在地	
対象施設	用途	
	所在地	
取り消し (停止)	事由	

第 1 1 号様式 (第 1 7 条)

酒々井町 (企業立地奨励金・雇用促進奨励金) 返還命令書

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

年 月 日付け酒々井町 (企業立地奨励金・雇用促進奨励金) 交付請求書に基づき交付した酒々井町 (企業立地奨励金・雇用促進奨励金) については、酒々井町企業立地促進条例第 8 条の規定により、下記のとおり返還を命じるので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第 1 7 条の規定により、通知します。

記

返還すべき奨励金	名 称	
	金 額	(全部・一部) 円
返 還	期 限	年 月 日
	方 法	

第12号様式（第18条）

操 業（廃 止・休 止）届 出 書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

印

下記の対象施設の操業を（廃止・休止）したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対 象 施 設 の 名 称	
所 在 地	
廃止又は休止年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	

第13号様式（第19条）

酒々井町（立地奨励・雇用奨励）指定事業者地位承継届出書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

印

下記の指定事業者の事業者としての地位を承継したので、酒々井町企業立地促進条例施行規則第19条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 酒々井町指令第 号	
指 定 事 業 者	名 称	
	所 在 地	
承 継 事 業 者	名 称	
	所 在 地	
承 継	年 月 日	
	事 由	